

計画作成年度	平成28年度
計画主体	雲南市

## 雲南市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 雲南市 農林振興部 林業畜産課  
所在地 島根県雲南市木次町里方521-1  
電話番号 0854-40-1051  
FAX番号 0854-40-1059  
メールアドレス ringyouchikusan@city.unnan.shimane.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照のうえ、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、カラス、サギ、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	雲南市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稲	2,768a 9,391千円
②ニホンザル	水稲・野菜	36a 175千円
③ヌートリア	野菜・果樹	34a 171千円
④カラス	野菜・果樹	30a 66千円
⑤サギ	水稲・魚類	5a 50千円
⑥タヌキ	野菜	32a 162千円
⑦アライグマ	野菜・果樹	0a 0千円
⑧ニホンジカ	野菜・果樹	0a 0千円
⑨ツキノワグマ	果樹・養蜂	25a 253千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ：市内全域で被害があり、水稲の被害が多い。 また、平成28年は捕獲頭数が激増し、被害も甚大であった。収穫期以外においても民家周辺、畦を荒らすなど年間を通じて被害が多数発生している状況である。</p> <p>②ニホンザル：旧木次町・三刀屋町・吉田町・掛合町区域で特に野菜・果樹への被害が発生している。防護柵・追い払い等の対策を実施しても被害を防ぐのは困難な状況である。また、他の区域へもその被害が拡大しつつある。</p> <p>③ヌートリア：市内を流れる斐伊川流域の河川付近の農地において、特に野菜・水稲への被害が多い。収穫期以外では、田んぼの畦に穴を開ける等の被害もある。また、近年はそれ以外の区域でも河川周辺で被害が拡大しつつある。</p> <p>④カラス：市全域で被害があり、特に野菜への被害が多い。防護柵等により被害の防止を図っているが、空中からの防止対策も必要となり、被害の軽減・防止がなかなかうまくいかない状況である。</p> <p>⑤サギ：市全域で被害があり、特に植付後の水稲への被害が多い。また、稚魚への被害、糞による環境面での被害も多発している。</p> <p>⑥タヌキ：市全域で被害があり、特に野菜への被害が多い。</p> <p>⑦アライグマ：いまのところ被害報告はないが、市内での目撃情報もあり、</p>
--

今後対策が必要となると考えられる。

⑧ニホンジカ：市内での目撃情報があり、林業被害が懸念されている。  
今後対策が必要になってくる。

⑨ツキノワグマ：市内ほぼ全域で生息が確認されており、柿や栗のほか、  
養蜂の蜜蝋への食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	10,328千円	7,220千円
被害面積	2,965a	2,075a

\* 30%減を目標値に設定

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>雲南市猟友会の協力により有害鳥獣駆除班を編成し、市から捕獲奨励金、また、国の補助事業である鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金を交付することで駆除を推進してきた。</p> <p>また、被害が甚大な場合、一斉駆除による集中的な駆除を実施してきており、近年はサルの捕獲強化に努めてきた。</p> <p>市では駆除の活動経費として駆除班員1人に対し年間1万円を補助しているほか、狩猟免許取得に係る事前講習会費用を助成している。</p> <p>近年は行政や各種団体による捕獲奨励や施設整備助成等の対策が実施されてきている。</p>	<p>近年、わな・檻の狩猟免許取得者は増加傾向にあるが、銃免許所持者の駆除班員が高齢化等により減少してきており、銃での捕獲が主流となるニホンザル、カラス、サギ等の捕獲及びイノシシのとめさしなどの実施が円滑に継続して実施されるかが懸念される状況にある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>市の単独事業により、電気柵又はワイヤーメッシュの購入資材の補助（補助率40%以内）を行っている。</p> <p>また、国や県の補助事業も活用し、集落ぐるみで防護柵の設置を行っている地区もある。</p>	<p>市の防護柵等の購入資材の助成については、農家からのニーズも高いため、財政面での負担はあるが、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>イノシシ・ニホンザルなどの被害軽減のためには、集落等を囲い込む防護柵等の設置、緩衝帯の設置、追い払い等が必要となっているが、農家の高齢化等もあり、十分な対策が実施出来ていない。</p> <p>また、ニホンザルやカラス、サギ等は他の鳥獣に比べて防護柵の設置等に要する費用が多額になるため、防護柵の設置がなかなか進まない現状である。</p>
----------------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

これからの有害鳥獣による農作物被害軽減のためには、防護柵による農作物の防除及びその管理の徹底、農地周辺の刈払いや餌場となる食物残渣のゴミ捨て場の除去など、集落全体で被害対策に取り組む意識をさらに高める必要がある。

このため防護柵については、国・県事業等を活用し、集落単位でカバーできる設置方法を推進すると共に、集落において総合的な被害対策ができるようリーダーの養成を図るなど集落全体での取組を実施していきける体制を整備する。

有害鳥獣捕獲については、捕獲の主体である狩猟者の育成を図るため狩猟免許取得促進及び技術向上の研修会開催を実施する。また、引き続き雲南市猟友会など関係団体と連携し、有害鳥獣のさらなる捕獲を推進していきたい。

なお、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は速やかな捕獲や被害対策等を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

今後も市猟友会員により編成する有害鳥獣駆除班により、対象鳥獣の捕獲に継続的に努める。

鳥獣被害対策実施隊の設置については、市猟友会と今後も協議・検討していく。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29～31	すべて	被害のある地域住民を対象に、防除対策等講習会の開催 及び狩猟免許の取得を呼びかけるなどして、集落環境の改善及び防除・捕獲が推進されるよう働きかけを行っていきたい。 また、市猟友会等と連携して狩猟技術の向上を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①イノシシ	被害の軽減を図るためには駆除の推進が必須となるため、直近3ヶ年の捕獲数から概ね30%増の捕獲計画とし、着実な被害減少を目指す。
②ニホンザル	市内で生息調査を実施し4群れから5群れ程度のサルの集団が生息すると予測されている。農作物等へ被害に加え、集落への出没も増加傾向にあるため、継続して集中的な駆除を行い生息数を減少させる必要がある。このため、直近3ヶ年の捕獲数から概ね30%増の捕獲計画とする。
③ヌートリア	生息数・被害が増加傾向にあるため、捕獲用檻等を使用し、直近3ヶ年の捕獲数から概ね30%増の捕獲計画とし、着実な被害減少を目指す。
④カラス	被害の軽減を図るためには駆除の推進が必須となるため、直近3ヶ年の捕獲数から概ね30%増の捕獲計画とし、着実な被害減少を目指す。
⑤サギ	被害の軽減を図るためには駆除の推進が必須となるため、直近3ヶ年の捕獲数から概ね30%増の捕獲計画とし、着実な被害減少を目指す。
⑥タヌキ	被害の軽減を図るためには駆除の推進が必須となるため、直近3ヶ年の捕獲数から概ね30%増の捕獲計画とし、着実な被害減少を目指す。
⑦ニホンジカ	近年市内での目撃情報があり、今後農林産物等への被害が懸念されているため、生息数を抑制し被害の増加を防ぐため捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	1680頭	1680頭	1680頭
ニホンザル	40頭	40頭	40頭
ヌートリア	110頭	110頭	110頭
カラス	250羽	250羽	250羽
サギ	150羽	150羽	150羽
タヌキ	250頭	250頭	250頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>①イノシシ：猟友会の協力の下、個体数調整捕獲・狩猟により捕獲を推進する。特に県が定める強化捕獲期間においては、関係機関との連携のもと、捕獲推進の強化を行う。</p> <p>②ニホンザル：狩猟鳥獣ではないため、有害鳥獣駆除により捕獲を行う。また、出没等の情報があれば迅速な対応が必要であり、猟友会の協力の下で捕獲を実施していく。捕獲に当たっては、銃を利用して捕獲を行う状況が想定されるので、安全性の確保に努めて実施したい。</p> <p>③ヌートリア・カラス・サギ・タヌキ：猟友会の協力の下、有害鳥獣捕獲・狩猟により捕獲を推進していく。</p> <p>④アライグマ・ニホンジカ：現在のところ被害報告はないが、今後出没・被害の報告があれば、猟友会の協力の下、有害鳥獣捕獲等による実施も検討する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に権限委譲済み）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
すべて	電柵・ワイヤーメッシュ等 4,000m	電柵・ワイヤーメッシュ等 4,000m	電柵・ワイヤーメッシュ等 4,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29～31	全て	集落において総合的な被害対策ができるよう、集落リーダーの養成を図ると共に、狩猟者の新規加入を呼びかけるなど、捕獲が推進されるよう働きかけを行っていききたい。また、集落住民の鳥獣対策への意識を高め、追い払い、緩衝帯設置、誘因物の除去なども実施していききたい。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

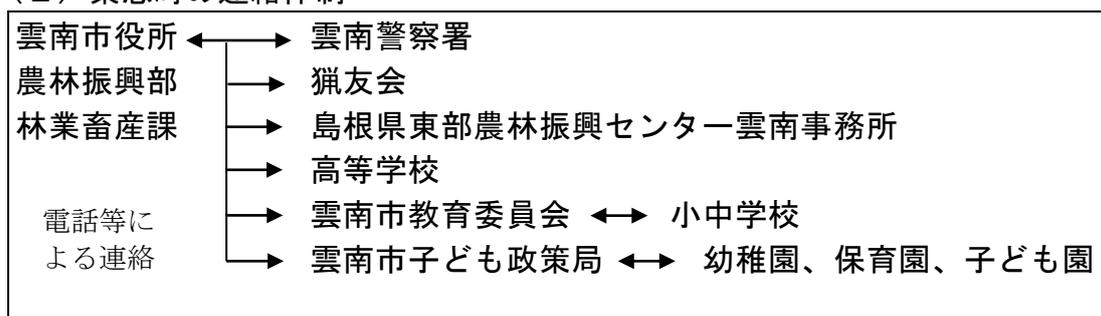
関係機関等の名称	役割
雲南市役所農林振興部 林業畜産課	市民の安全確保等のため関係機関等を連携し、対応等をする。
雲南警察署	必要に応じてパトロール等を行う。
猟友会	市からの要請により、駆除等の対応をする。
島根県東部農林振興センター 雲南事務所	市や猟友会等と連携をし、市民の安全確保等を図る。
高等学校	生徒の安全確保等を図る。
雲南市教育委員会	市役所担当部署や小中学校と連携をし、児童生徒の安全を図る。
小中学校	児童生徒の安全確保等を図る。
雲南市子ども政策局	市役所担当部署や保育園等と連携をし、児童の安全を図る。
幼稚園、保育園、こども園	児童の安全確保等を図る。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	雲南市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
雲南市	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
雲南市農業委員会	農業関係の被害の情報提供、被害調査、被害防止対策の指導
雲南市猟友会	捕獲の実施（狩猟、駆除）
島根県農業協同組合 雲南地区本部	農業関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
斐伊川漁業協同組合	水産関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
大原・飯石森林組合	山林関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
出雲広域農業共済組合 (雲南事業所)	農業共済による被害の情報提供 被害防止対策の指導及び協力
島根県東部農林振興センター (雲南事務所)	施策の立案、対策の実施指導、 対策の情報提供、被害調査
鳥獣保護管理員	被害の情報提供、被害調査、 被害防止対策の指導

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
特になし	

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>今後も雲南市猟友会より編成する有害鳥獣駆除班により、対象鳥獣の捕獲に継続的に努める。 鳥獣被害対策実施隊の設置については、市猟友会と今後も協議・検討していく。</p>
--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし
------

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の指定埋設場所に埋設するなど、適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用については、市猟友会など関係機関と協議・検討していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・農家としては、防護柵の設置・農地周辺の刈払い・餌場となる食物残渣のゴミ捨て場の除去等の防除対策を、集落全体で取り組むことが有効となるため、今後も意識啓発を働きかけていく。
- ・市としては、協議会等を通じて各関係機関と情報を共有し、国・県・市の補助事業を有効に活用することで、より効率的で効果的な鳥獣対策を実施していく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。